

第6号様式別表9の2記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の23第1項又は第4項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3第1項又は第2項の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。
- 2 「

第1号
法第72条の2第1項
・
第3号

に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号口に掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 4 「特例対象控除未済欠損金額等（別表9の③）⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第1項又は第4項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3第1項又は第2項の規定による読替え後の法人税法第57条第2項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第6号様式別表9の③の欄の金額から同項の規定により欠損金額等とみなされた金額を控除した金額を記載すること。
 - (2) 法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額は、記載しないこと。